

| |
|--|
| ① 件名 |
| 保育所等の利用者負担軽減拡大について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| 【背景】 平成28年度から、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組みの一環として、保育所等の利用者負担について所得の状況等に応じ、軽減措置がなされることになった。 【目的】 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するため低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り幼児教育・保育の無償化に向けた取組みを推進する。 |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| 【根拠法令】 <ul style="list-style-type: none">子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）石巻市認可保育所等の保育料に関する条例（平成26年条例第51号）石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則（平成27年規則第1号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| <ul style="list-style-type: none">平成27年3月20日閣議決定 「少子化社会対策大綱」平成27年7月22日開催 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（第4回）平成28年2月20日～3月20日 「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令案に対するパブリックコメント」平成28年3月31日 「子ども・子育て支援法施行令及び同規則の一部改正」（施行：平成28年4月1日） |

| |
|--|
| <p>⑤ 主な内容</p> <p>年収360万円未満（※1）の世帯を対象として、次のとおり保育料を軽減</p> <p>1 多子世帯の保育料軽減の拡充 【対象】 年収360万円未満相当世帯 【内容】 多子計算に係る年齢制限を廃止 （現行） 1号認定子ども（幼稚園等）：小学校3年生まで 2・3号認定子ども（保育所等）：就学前まで →（拡充後） 年齢制限撤廃（現行の、保育料の第2子半額・第3子無料が完全実施される）</p> <p>2 ひとり親世帯等（※2）の保護者負担の軽減 【対象】 年収360万円未満相当のひとり親世帯 【内容】 所得階層の第3階層以上の区分の保育料 （現行） 第1子 : 全額 第2子 : 第1子の半額 第3子以降：無料 →（拡充後） 第1子 : 半額 第2子以降：無料 所得階層の第2階層以下は既に拡充後の内容となっており、変更なし。</p> <p>（※1）「年収360万円未満相当の世帯」とは、保育料算定に用いる市町村民税所得割額が下記に該当する世帯のことをいう。 ・1号認定子ども及び2・3号認定子どものうち、「ひとり親世帯等」に該当する世帯の場合：市町村民税所得割額77,101円未満の世帯 ・2・3号認定子どものうち、「ひとり親世帯等」でない該当する世帯の場合：市町村民税所得割額57,700円未満の世帯</p> <p>（※2）「ひとり親世帯等」とは下記に該当する世帯のことをいう。 ・ひとり親世帯 ・保育料算定対象者（保育料を算定するための基準となる世帯の住民税額の合算対象者）が「身体障害者手帳、養育手帳、精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者」または「国民年金の障害基礎年金の受給者に該当する者」か、その者を扶養している世帯。</p> <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>対象（見込）世帯400世帯、軽減（見込）額27,000千円</p> <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>今後、各自治体でも同様の対応が見込まれる。</p> <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年6月 制度管理システム（子ども・子育て支援新制度のために構築したシステム）改修費を補正予算計上予定（平成28年市議会第2回定例会） 平成28年6月 石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則の改正 （適用日：平成28年4月1日） <p>⑨ その他</p> |
|--|